

平成29年度の地方税財政について

平成28年5月23日

地方六団体

先般の平成28年熊本地震では、極めて甚大な被害が発生し、今なお多くの方々が不自由な避難生活を余儀なくされている。我々地方六団体は、熊本県をはじめ被害を受けた地方自治体及び被災者に対して全国の総力を挙げ支援していく。

さて、我が国の景気は、企業収益が過去最高水準となり、有効求人倍率もかつてない高水準まで上昇するなど回復基調が続いているものの、景気の先行きに対する不透明感も見られ、個人消費は未だ回復に至っていないなど、その成果が十分に浸透していない地域も見受けられる。アベノミクスの成果を地域の隅々にまで行きわたらせ名目GDP600兆円を達成するためには、国・地方が一体となって、強力な地域経済対策を講じていかねばならない。地方創生なくして一億総活躍社会の実現はない。我々地方は、自主性と主体性をもって地域経済の活性化及び地方創生に全力を挙げて取り組み、地方創生を日本創成につなげていくという強い決意と覚悟をもって臨んでいる。

こうした現下の状況を十分に踏まえ、平成29年度の地方税財政について、以下の措置を講じていただきたい。

地方創生から日本創成へ

- 地方創生の実現に向け、地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくため、平成28年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を拡充すること。
- 子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止や第3子以降に対する幼児教育・保育料の無償化による多子世帯支援の拡充など、少子化対策の抜本強化を図ること。また、子どもの貧困対策においても、国が積極的な財政措置を講じるなど、抜本強化に向けた対策を図ること。

- 地方創生のための魅力ある地域資源を活かした緊要度の高いまちづくりなどを戦略的に推進するため、特別な地方債を創設し、その元利償還金について、交付税措置を講じること。特に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を見据え、事前キャンプや文化プログラム等を各地方で開催することは、地方創生の一層の推進に資することから、地方がその実情に応じ拠点となる公立スポーツ・文化施設の機能向上や建替等を図ることができるよう、上記の対応を図ること。

地方創生推進交付金等の弾力的な運用

- 「地方創生推進交付金」については、事業内容を公表して目標管理を適切に行うなど、地方団体が責任を負う一方で、交付金の趣旨に沿った事業を行う場合には、地方団体ごとの申請事業数や対象経費の制約などを大胆に排除するなど、地方において使い勝手のよいものとする。また、地方創生関連補助金等についても、新たな発想や創意工夫を活かせるよう、要件の緩和など弾力的な取扱いを行うこと。
- 事業の早期着手による円滑な執行や効果的・効率的な事業展開が可能となるよう、速やかに交付決定を行うこと。また、交付申請の審査においては、地域の実情を十分踏まえること。

地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保

- 今後、社会保障関係費がさらに増嵩し、少子化対策など新たな経費が必要となることなどを踏まえ、地方が、地方創生・人口減少対策をはじめ、国土強靱化のための防災・減災事業など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。
- 地方交付税については、引き続き、財源保障機能と財政調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保すること。また、地方の財源不足の補てんについては、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直し等を行うこと。仮に臨時財政対策債を発行する場合でも、その発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確実に確保すること。

- 景気回復に伴う国・地方の税収増により、折半対象財源不足が解消されるに至った場合にあっても、地方財政においては依然として巨額の財源不足が続いていることに鑑み、その財源を国の債務縮減に充てるのではなく、少子高齢化や地方創生対策等増大する地方歳出や既往の臨時財政対策債の残高縮減に充てるなど、地方の財政健全化等に活用すること。
- 地方財政計画の策定に当たっては、高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や人口減少・少子化対策への対応、地域経済・雇用対策に係る歳出を特別枠で実質的に確保してきたこと等を踏まえ、歳出特別枠を実質的に確保し、必要な歳出を確実に計上すること。

地方交付税の財源保障機能の確保

- 地方交付税の基準財政需要額は、地方公共団体の標準的な水準における行政を行うために必要となる経費を反映するものであることに留意して算定すべきであること。
- 地方歳出の大半は、法令等で義務付けられた経費や国の補助事業であり、国の制度や法令の見直しを行わず、仮に一律に歳出削減が断行されれば、住民の安全・安心を支える基礎的な行政サービスの確保さえ不可能となる恐れがある。特に国庫負担金については、国と地方との役割分担を前提に国が義務的に支出しなければならない経費であることから、PDCAサイクルという名の下に一方的に削減されるようなことがあってはならず、また、いわゆるパフォーマンス指標を設定してその配分に反映することにはなじまない。

いわゆるトップランナー方式を含む地方の歳入歳出の効率化を議論する場合には、条件不利地域等、地域の実情に配慮するとともに、住民生活の安心・安全が確保されることを前提とした合理的なものとし、交付税の財源保障機能が損なわれないようにすること。
- まち・ひと・しごと創生事業費の算定に当たっては、成果指標に徐々にシフトしていくことについて、努力している条件不利地域や財政力の弱い団体が、地方創生の目的を達成できるよう長期にわたる取組が必要であることを考慮すること。

地方創生の基盤となる税財源の確保

- 我が国における社会保障の機能強化・機能維持のための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指した「社会保障・税一体改革」の実現に向け、平成 29 年 4 月の消費税・地方消費税 10%への引上げを確実にを行うため、国と地方が連携・協力し、地方創生や地域活性化対策、企業の増益を賃金上昇につなげ個人消費を拡大させる施策などに取り組み、地域の経済状況を好転させること。
- 消費税の軽減税率制度の導入に当たっては、消費税・地方消費税の引上げ分のうち交付税原資分も含めると、約 3 割が地方の社会保障財源であり、仮に減収分の全てが確保されない場合、地方の社会保障財源に影響を与えることになることから、代替税財源等を確実に措置し、地方財政に影響を与えないようにすること。
- 地方法人課税の偏在是正措置により生じる財源については、必要な歳出を地方財政計画に確実に計上し、実効性のある偏在是正措置とすること。
- 法人税改革を継続する中で、外形標準課税の更なる拡大や適用対象法人のあり方等について検討を行う際には、地域経済への影響を踏まえて、引き続き、中小法人への適用については慎重に検討すること。
- 今後、個人所得課税の見直しを行う際には、個人住民税が地方団体が提供する行政サービスの充実や質の向上のための財源確保の面で最も重要な税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることも踏まえ、検討すること。
- 平成 29 年度における自動車の保有に係る税負担の軽減に関する総合的な検討について、仮に都道府県の基幹税である自動車税の税率の引下げを議論をする場合には、地方財政に影響を及ぼすことのないよう具体的な代替税財源の確保を前提として行うこと。
- 償却資産に対する固定資産税については、固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることに鑑み、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

なお、平成 28 年度税制改正において創設するとされた固定資産税の時限的な特例措置については、今回限りのものとし、期間の延長は断じて行わないこと。

- ゴルフ場利用税については、アクセス道路の整備・維持管理、地滑り対策等の災害防止対策等、特有の行政需要に対応していること、また、その税収の 7 割が所在市町村に交付金として交付されており、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとっては貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

熊本地震への迅速な支援

- 早期に復旧・復興を成し遂げるため、人的支援の強化など、被災地の実情に即した復旧・復興支援に取り組むこと。
- 新たな補助制度の創設、補助率の嵩上げ、地方負担分に対する十分な財政措置など、東日本大震災も踏まえた特別の措置を講じること。
- 熊本城などの国指定重要文化財等に甚大な被害が生じており、補助率の嵩上げ等、迅速かつ万全の措置を講じること。
- 被災者生活再建支援法に基づく支援金について都道府県が拠出する被災者生活支援基金からも多額の支出が見込まれることから、今後の大規模災害に対応できるよう、同基金の財政基盤強化に対して、東日本大震災時と同様の支援を行うこと。

東日本大震災からの速やかな復旧・復興

- 東日本大震災からの復旧・復興について、国は、平成 28 年度以降 5 年間で「復興・創生期間」とした新たな財政支援の枠組みを決定したが、復旧・復興事業が遅滞せずに着実に実施できるよう、復旧・復興が完了するまでの間、国の責任において所要の財源を十分に確保し、万全の財政措置を講じること。

防災・減災対策の推進

- 近年、大規模な地震や津波、集中豪雨等が発生し、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。このことから、国民の生命・財産を守るための社会資本整備に十分な予算を確保すること。また、地方においても計画的に対策に取り組めるよう、緊急防災・減災事業債の恒久化・拡充など、国土強靱化と防災・減災対策を加速するための財源を確保すること。
- 災害対応の中心的施設としての機能を有する庁舎や避難施設等については、今回の熊本地震による被害状況も踏まえ、緊急に、建替や耐震補強を図るための十分な財政措置を講じること。

教職員定数と財源の充実確保、地方大学等の運営基盤の充実

- 現在の教育現場は、特別な配慮を必要とする児童生徒が増加する等、課題が複雑かつ困難化している状況にあることから、国においては、これらの課題に対処できるよう教職員等の人材と財源の充実確保を図ること。
特に、人口減少・少子化と厳しい財政状況の中、地方においては公教育の充実に取り組んでおり、小中学校の教職員の加配定数の増加は、そうした取組の反映である。このような実情を勘案することなく、国の財政健全化目標の達成のために、加配定数を含む教職員定数の在り方を見直して教育費の削減を図ることは、義務教育に対する国の責任放棄であり、単に国の財政負担を地方に転嫁することになりかねず、また、強制的な学校の統廃合につながり、地域コミュニティの衰退を招く恐れもあることから、決して行うべきではないこと。
国は教育現場を預かる地方自治体と丁寧に協議し、協調しつつ、取組を進めること。
- 地方大学等は地方に若者を留める受け皿の役割を担っている。地方の国立大学の運営費交付金の拡充など、地方大学等の運営基盤を充実すること。

地域医療介護総合確保基金の確保

- 基金は、消費税及び地方消費税の引上げ分が充てられる社会保障の充実施策の一つに位置づけられており、地域ごとの実情に応じた「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」という制度改革趣旨を踏まえ、その配分にあたっては地方団体の意向を十分に踏まえるとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とし、将来にわたり十分な財源を確保すること。

T P P 協定への対応

- T P P 協定について、政府は、引き続き国民の不安解消に向けて丁寧な取組を行うとともに、地方の意見を十分聴きながら、地域の実情に十分配慮した必要な対策を早急に講じること。特に、地方における重要な産業である農林水産業については、将来にわたり持続的に発展していけるよう、再生産可能となる対策の恒久化を担保するための法整備や、対策に必要な財源の基金等による安定確保など、中長期的な対策を確実に実行すること。なお、対策の実行にあたっては、産業政策と農山漁村の振興等地域政策とのバランスに十分留意すること。